

産業技術センター富士技術支援センター試験棟及び開放試験棟残置物廃棄等業務
に係る一般競争入札公告

山梨県産業技術センターが発注する産業技術センター富士技術支援センター試験棟及び開放試験棟残置物廃棄等業務に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

なお、状況によっては公告を取り下げ場合があります。

令和7年5月15日

山梨県産業技術センター
所長 雨宮 俊彦

1 一般競争入札に付する事項

(1)業務名

産業技術センター富士技術支援センター試験棟及び開放試験棟残置物廃棄等業務

(2)場所

山梨県富士吉田市下吉田六丁目16-2

山梨県産業技術センター 富士技術支援センター 試験棟及び開放試験棟

(3)履行期限

令和7年10月24日（金）

※当該場所からの収集運搬については、令和7年7月25日（金）を期限とする

(4)業務内容等

入札説明書で定める内容であること

2 事務を担当する所属

山梨県産業政策部産業技術センター 富士技術支援センター 総務事務室

〒403-0004 山梨県富士吉田市下吉田六丁目16-2

3 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1)次のいずれにも該当しない者であること。

①地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

②地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

④営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

⑤資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

- (2)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3)物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年山梨県告示第67号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿（認定種目：産業廃棄物収集・運搬）に登録されている者であること。
- (4)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物の収集運搬業に係る許可を、山梨県知事並びに当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事から受けている者であること。また、当該業務の履行に必要な品目について、取り扱いの許可を有すること。
- (5)自ら処分を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物の処分業に係る許可を、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事から受けている者であり、当該業務の履行に必要な品目について、取り扱いの許可を有すること。
他の事業者へ処分を引き継ぐ場合は、処分を引き継いだ業者が同法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物の処分業に係る許可を、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事から受けている者であり、当該業務の履行に必要な品目について、取り扱いの許可を有すること。
- (6)その他本件入札説明書に定める要件を満たすこと。

4 入札手続等

(1)契約条項を示す場所等

この公告の日から令和7年5月22日（木）までの日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで、2に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

(2)入札説明書の交付方法

この公告の日から令和7年6月5日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで、2の場所において交付する。

(3)一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

(4)入札説明会

入札説明会は実施しない。

(5)入札及び開札の日時及び場所

①日 時 令和7年6月20日（金） 午後1時30分

②場 所 山梨県富士吉田市下吉田六丁目16-2
山梨県産業技術センター 富士技術支援センター
研究開発支援棟 共同研究エリア

(6)入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載

すること。

(7)入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- ①一般競争入札の参加資格のない者が入札したとき。
- ②この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- ③入札書の金額、氏名、印鑑等の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
- ④①から③までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

(8)落札者の決定方法

山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 その他

(1)入札保証金

規則第108条の2第2号に基づき、免除する。

(2)契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3)契約書の作成の要否

要

(4)違約金の有無

有

(5)前払金の有無

無

(6)その他

①落札者が契約締結までの間に、3に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

②詳細は、入札説明書による。

③問合せ先

山梨県産業技術センター 富士技術支援センター 総務事務室

電 話 0555-22-2100

FAX 0555-23-6671

ファックスを送信した場合は、必ず電話連絡により到達確認をすること。